

破産手続開始通知書

事件番号 平成23年(フ)第5820号(平成23年4月26日申立)
本店所在地 東京都港区赤坂1丁目5番11号

破産者 エー・シー・イー・インターナショナル株式会社
代表者代表取締役 高橋 博康

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 平成23年4月28日午後5時
 - (2) 破産管財人 弁護士南 賢一 電話03-5562-8760
 - (3) 破産債権届出期間 平成23年6月2日まで
 - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル29階

西村あさひ法律事務所

弁護士南 賢一 気付

平成23年(フ)第5820号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成23年10月11日午前10時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。
財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。
- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください。(別紙「封筒表書見本」参照)
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会は申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 品川 潤 電話 03-3234-0507

東京地方裁判所民事第20部K-6係 裁判所書記官 布目 美代志